

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案についての意見の募集」の結果について

平成 29 年 1 月 18 日
農 林 水 産 省 食 料 産 業 局
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

この度、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案」について、平成 28 年 11 月 25 日から 12 月 24 日までの間、農林水産省及び環境省のホームページに掲載すること等を通じて、広く国民の皆様から意見を募集しました。

その結果、募集期間において、6 名の方から御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

皆様方の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも農林水産・環境行政の推進に御理解・御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ先】

- 農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室
代表：03-3502-8111（内線 4319）
直通：03-6744-2066
- 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室
代表：03-3581-3351（内線 6804）
直通：03-5501-3153

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令案

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
<p>食品廃棄物等が商品と同様の姿の場合は、包装の除去や毀損等の措置を実施すべきと考える。</p>	1	<p>食品廃棄物等の不適正な転売防止の具体的取組については、省令の改正とともに公表する食品関連事業者向けガイドラインに取組例を示すこととしています。食品廃棄物等の不適正な転売防止の取組については、不適正な転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合には、通常の業務管理に加えて転売防止の取組を柔軟に選択し、実効的かつ継続的なかたちで取組を実施していただくこととしています。</p> <p>御意見の包装の除去や毀損により一見して商品とならないような措置の実施については、食品廃棄物の不適正な転売防止のための取組の一つとしてガイドラインに示すこととしています。</p>
<p>転売防止措置については、排出業者に過度な責任を負わせないようにガイドラインで具体的な例示を充実させ、柔軟な運用を図る必要があると考える。</p> <p>一方で、最終処理工程まで追跡できるようなシステムを義務付けるなど、産業廃棄物業者に対する規制を厳格化する必要があると考える。</p>	1	<p>食品関連事業者は、転売防止の具体的な取組内容を柔軟に選択できるよう、食品関連事業者向けガイドラインでは事例とともに転売防止対策を例示することとしています。</p> <p>再生利用事業者については、適正な再生利用事業の在り方や、これに要する費用に対し理解のある食品関連事業者の信頼を得て、事業が継続的に実施できるよう、モラルや事業の透明性を高める必要があると考えており、再生利用事業者の取組についてもガイドラインに事例を示すこととしています。</p>
<p>食品廃棄物の不適正な転売を防止するためには、マニフェストに廃棄物の種類、荷姿だけでなく、転売防止対策を記入する方法に変更すべきと考える。</p>	1	<p>食品廃棄物等の不適正な転売を防止するためには、排出事業者は、通常の業務管理に加え、必要に応じて追加的な転売防止措置を検討する必要があります。</p> <p>ご提案の方法を対策として明示することはいたしません。措置の一例として食品関連事業者向けガイドラインにマニフェスト又は自社用の伝票等の確認作業を挙げています。</p> <p>排出事業者には転売防止の具体的な取組内容を柔軟に選択することを求めています。</p>

<p>ダイコーによる不正転売については食品関連事業者の責任はなく、処理業者の不適正な処理によるものであり、不適正な処理の防止は、ひとえに処理業者の問題であり、法令に基づいて食品関連事業者への責務を重くしてもその防止につながるとは考えられない。</p>	<p>1</p>	<p>廃棄物処理法では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とあり、排出事業者の処理責任が明確に規定されています。</p> <p>食品関連事業者が、自らの事業に伴って排出された食品廃棄物等の処理について最後まで責任を負うとの排出事業者責任を重く再認識するとともに、食品循環資源の再生利用事業の実施に主体的に取り組む必要があります。</p> <p>取組の具体例として、適正な処理業者の選定、再生利用の実施状況の把握・管理、処理業者に支払う料金の適正性の確認等の廃棄物処理の根幹的業務が挙げられます。</p>
<p>排出事業者及び再生利用事業者以外の第三者の信頼性や法的立場が明確でない以上、第三者の介入を禁止し、排出事業者の委託基準を強化することが必要と考える。</p>	<p>1</p>	<p>排出事業者の責任が果たされなくなるのが危惧されるのは、廃棄物処理の根幹的業務が第三者に任せきりにされることによるものと考えております。排出事業者は、排出事業者責任を重く再認識するとともに、再生利用事業者との十分なコミュニケーションの実施による信頼関係の強化等を通じて、食品循環資源の再生利用事業の実施に主体的に取り組むことが必要であり、省令の改正とともに公表する食品関連事業者向けガイドラインに取組例を示すこととしています。</p> <p>なお、平成28年12月に中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会で取りまとめられた、廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)においても、廃棄物処理制度見直しの方向性として、排出事業者等に対して、排出事業者責任の具体的な内容や留意事項、取組事例をパンフレット等で周知する等の取組が必要とされています。</p>
<p>適正な料金については、各食品関連事業者において、周辺地域の再生利用事業に係る料金を把握することには限界があるため、国は管轄する地方自治体を指導し、周辺地域の再生利用事業に係る料金等情報公開を図っていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>御意見のとおり、周辺地域の委託価格を把握することが困難である場合も想定されますが、食品関連事業者向けガイドラインにおいて、排出事業者が適切な料金について判断する方法を例示することとしています。</p> <p>また、登録再生利用事業者は、法第15条第3項に基づき、再生利用事業に係る料金公示を行っています。</p> <p>国としては、これらを含めた適正な料金の判断にあたって有用な情報を提供していくこととしています。</p>
<p>一般の商行為としての料金について、省令で規定することは行政の過剰介入である。それによって再生利用事業者の利益を確保することにつながり、公正取引の観点からも問題である。</p> <p>また適正な料金と不適正な処理を行うことの関連性は薄く、悪質な再生利用事業者であれば料金に関係なく不適正な処理を行うおそれがあると考えられる。</p>	<p>1</p>	<p>不適正な転売防止対策の検討段階において、食品循環資源の再生利用を適正価格で委託することの重要性が指摘されていることを踏まえ、食品関連事業者が食品循環資源の再生利用を委託する場合に、国が適切な料金の判断にあたって有用となる情報の提供を行った上で、食品関連事業者が適切な料金で再生利用を行っている委託先を選定することを改めて要請しています。</p> <p>なお、平成28年12月に中央環境審議会循環型社会部会廃棄物処理制度専門委員会で取りまとめられた、廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)においても、廃棄物処理制度見直しの方向性として、排出事業者等に対し、不当に低い処理料金で委託した産業廃棄物が不適正処理された場合には、排出事業者が措置命令の対象となりえること等を周知するなどの対策を講じるべきであるとされています。</p>

<p>食品関連事業者が優良な再生利用業者を選定できるよう、国は、登録再生利用事業者制度の厳格な運用や情報公開のみならず、優良な再生利用事業者の育成を図るよう施策を講じていただきたい。</p>	<p>1</p>	<p>登録再生利用事業者制度は、食品関連事業者が委託により再生利用を実施する場合において、その委託先となる再生利用事業者の育成を図ることを目的とした制度です。引き続き登録再生利用事業者の裾野の拡大に取り組むとともに、登録を受けた事業者による不適正処理事案を未然防止するよう、地方公共団体や関係団体との連携を強化しつつ、登録再生利用事業者に対する指導監督の徹底を図ることとしています。</p> <p>また、優良な再生利用事業者の育成については、食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項の改定について、食料・農業・農村政策審議会及び中央環境審議会が行った答申に「登録再生利用事業者に対する指導監督の徹底や優良な事業者の育成を支援していくことが必要である」との内容を盛り込んでおり、今後、具体的な支援策の検討を行っていきます。</p>
<p>転売は有価での転売だけでなく無償での譲渡を含むとしていることから、「フードバンク活動」及び「フードドライブ」の取組が後退しないように配慮することが必要と考える。</p>	<p>1</p>	<p>有償、無償に関わらず、廃棄委託をした食品が不適正に転売され、再度食品として流通した場合には、国民の健康に直接的な被害を及ぼすおそれがあることから、改正案では食品廃棄物等の不適正な処理を防止するための適切な措置を講じることを位置づけています。</p> <p>また、この際、食品循環資源の再生利用等の取組を阻害しないようにすることとしており、御意見のフードバンク活動についてもこの中に含まれています。</p>
<p>本改正に賛成である。 再利用も考慮しつつ、より公正な処分が行われるようになることが見込まれる適切な改正であると思われる。</p>	<p>1</p>	<p>御意見ありがとうございました。</p>

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので、業務に対するご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。